



基労補発第0327001号

平成21年3月27日

財団法人労災保険情報センター

専務理事 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費に係る点検業務について

平成21年度において、貴財団に委託して行う労災診療費審査体制等充実強化対策事業のうち労災診療費等審査点検等につき、以下の点を確実に実施していただくようお願いします。

記

- 1 以下の(1)から(7)までのいずれかの要件に該当する診療費請求内訳書(以下、「レセプト」という。)すべてについて付箋を貼付すること。
 - (1) 特定入院料
 - ・救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び回復期リハビリテーション病棟入院料のうちいずれかを算定しているもの
 - (2) 同一手術野に係るもの
 - ・指及び四肢に関する複数手術
 - (3) 全層植皮術、分層植皮術
 - ・真皮欠損用グラフトを使用しているもの
 - (4) 腱縫合術
 - ・傷病名が「指の腱断裂のうち、屈筋腱断裂を除くもの」に対する腱縫合術
 - (5) 骨折等に係る手術
 - ① 骨折観血的手術
 - ・内固定材料、創外固定器加算又は固定用金属ピン(創外固定器用)が請

求されていないもの

- ・固定材料として鋼線又は銀線のみが請求されているもの
- ・1 傷病部位に対して、髄内釘が複数請求されているもの（集束型が複数請求されているものを除く。）

② 骨内異物（挿入物）の材料が鋼線、銀線等であるもの

- ・骨内異物（挿入物）の材料が確認できないもの

③ 骨移植術

- ・人工骨を使用している骨移植術

④ 関節内骨折観血的手術

- ・傷病名が「関節内骨折を除くもの」に対する関節内骨折観血的手術
- ・内固定材料が請求されていないもの
- ・創外固定器加算又は固定器用金属ピン（創外固定器用）を請求しているもの

（6）切断四肢再接合術

- ・すべての切断四肢再接合術

（7）骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

2 全レセプトの全項目について事前点検を行うものであるが、以上の7項目については、重点的に点検業務を行うこと。